

(様式)生活系用

瀬戸内海環境保全特別措置法に
基づく事前評価に関する書面

申請者の住所及び氏名(法人にあっては所在地、名称)

1. 工場又は事業場の概要

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地	
処理対象人員	人
排出水の量	通常 $\text{m}^3/\text{日}$ 、最大 $\text{m}^3/\text{日}$
処理の方法	建設省告示 1292 号第 号 (第 第 号) (方式)

2. 許可申請の概要及びその理由

3. 工場又は事業場の各排水口における排出水の汚染状態の通常の数及び最大の数、当該排出水の一当たりの通常の数及び最大の数並びに当該排出水の汚濁負荷量

排水口	区分 項目	現状				設置(変更)後				負荷量の増減	
		水量・水質		負荷量		水量・水質		負荷量		通常	最大
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大		
	排水量(m ³ /日)										
	pH (—)										
	BOD (mg/L)										
	COD (mg/L)										
	SS (mg/L)										
	T-N (mg/L)										
	T-P (mg/L)										
	n-Hex抽出物質 (mg/L)										
	大腸菌群数(個/cm ³)										
	アンモニア等(mg/L) NO ₂ +NO ₃ +0.4NH ₄										
総合	排水量(m ³ /日)										
	pH (—)										
	BOD (mg/L)										
	COD (mg/L)										
	SS (mg/L)										
	T-N (mg/L)										
	T-P (mg/L)										
	n-Hex抽出物質 (mg/L)										
	大腸菌群数(個/cm ³)										
	アンモニア等(mg/L) NO ₂ +NO ₃ +0.4NH ₄										

備考：最大負荷量 (kg/日) = 最大排水量 (m³/日) × 通常水質 (mg/L) × 10⁻³

通常負荷量 (kg/日) = 通常排水量 (m³/日) × 通常水質 (mg/L) × 10⁻³

(4) その他の水質汚濁に係る環境保全上の目標

① ダイキソ類対策特別措置法に基づく環境基準

ダイキソ類 1 pg-TEQ/L

② その他

6. 周辺公共用水域の現況その他当該水域の現況に関する事項

(汚濁負荷量が増加しない場合)

(1) 周辺公共用水域の現況

出典資料名

(河川域)

環境基準点	pH (-)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex 抽出物質 (mg/L)	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/L)	DO (mg/L)
	最小								
	最大								
	平均								

(海域)

環境基準点	pH (-)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex 抽出物質 (mg/L)			
E	最小								
	最大								
N	平均								

(2) 当該水域の現況に関する事項

6. 周辺公共用水域の現況その他当該水域の現況に関する事項
 (汚濁負荷量が増加する場合)

(1) 周辺公共用水域の現況

測定年月日

測定機関名

分析機関名

(河川域)

水域名	測定点	項目		流量 (m ³ /日)	pH (—)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex 抽出物質 (mg/L)	大腸菌 群数 (個/cm ³)	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 (mg/L)	
		日	時											
		月												
		日												
		平均												
		月												
日														
平均														
総平均														
		月												
		日												
		平均												
		月												
日														
平均														
総平均														

(海域)

水域名	測定点	項目		pH (—)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex 抽出物質 (mg/L)					
		日	時											
		月												
		日												
		平均												
		月												
日														
平均														

(以下省略)

8. その他当該特定施設の設置が環境に及ぼす影響についての事前評価に関して参考となるべき事項

(1) 特定施設の管理体制

(2) 汚水処理施設の管理体制

(3) 排出水の分析

(4) 用途地域

(5) その他参考となる事項